

第三者提供の「黙示の同意」について

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者等への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、または医療費通知など健保組合の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものの利用の範囲について、ホームページへの掲載等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対、留保の意思表示が無い場合は「黙示による包括的な同意」が得られていると解釈できることになっています。

なお、被保険者等は、健保組合が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得よう健保組合に求めることができます。

被保険者等が、上記の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について被保険者等の同意が得られたものとします。

また、同意及び留保は、その後、被保険者等からの申出により、いつでも変更することが可能です。

■ 黙示の同意で実施する項目

- ・ 医療費通知を世帯ごとにまとめて行うこと。
- ・ 被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証・給付金支給（不支給）決定通知書の交付、負傷原因照会を、世帯ごとにまとめて被保険者宛てに事業主経由で行うこと。